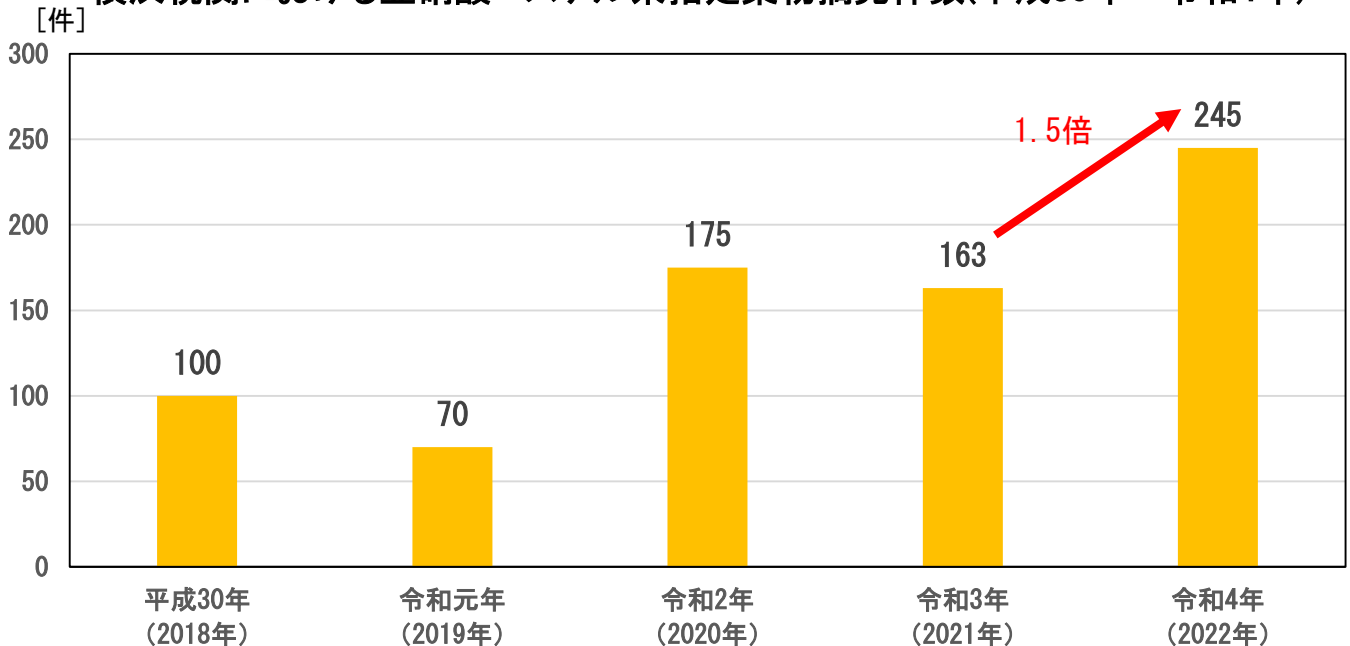


亜硝酸エステル系指定薬物の摘発 前年比1.5倍に急増！

令和4年は、いわゆるラッシュと呼ばれる亜硝酸エステル系指定薬物の摘発が245件となり、令和3年の1.5倍となっている状況です。

亜硝酸エステル系指定薬物は、平成27年4月に関税法の「輸入してはならない貨物」に追加されており、郵便物等により密輸入をした場合、**関税法違反で処罰**される場合がありますので、安易な気持ちでインターネットサイト等で注文しないようご注意ください。

横浜税関における亜硝酸エステル系指定薬物摘発件数(平成30年～令和4年)



インターネットサイトでの安易な注文



税関で摘発



税関による犯則調査(捜索や出頭要請等)

関税法違反で処罰

(10年以下の懲役若しくは3,000万円以下の罰金又は併科)